

■入居資格自己チェックリスト1（入居資格）

該当する項目にチェック をして下さい。

※1 □の全ての要件を満たす事が必要です。

※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。

※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

い ず れ か	<p>□ 同居親族がいる。（内縁関係に有る方および婚約者を含みます。）</p> <p>□ 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。 (該当する要件を○で囲んでください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 60歳以上 • 身体障害者の方（1級～4級） • 精神障害者の方（1級～3級） • 知的障害者の方（療育手帳の交付を受けうる程度） • 生活保護法に規定する被保護者等 • 戦傷病者手帳の交付を受けている方 • ハンセン病療養所入居者・原子爆弾被爆者の方 • 海外引揚者・DV被害者等 <p>□ 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）</p> <p>□ 現に住宅に困窮している。 (該当する要件を○で囲んでください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民間賃貸住宅居住 • 親族の家に居住 • その他（詳しく記入して下さい。） <p>※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格が有りません。</p> <p>□ 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。</p>
------------------	--

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000円／月以下
高齢者・子育て・障害者等（裁量世帯）	214,000円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額+同居親族の年間所得金額-控除額合計）÷12

控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	備考
同居・扶養親族控除	1人につき 38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25万円	〃 16～22歳の方
寡婦控除	〃 27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者（一般）	〃 27万円	障害者手帳3～6級
障害者（特別）	〃 40万円	障害者手帳1、2級
振替基礎控除	〃 10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が27万円未満、ひとり親控除は所得が35万円未満及び振替基礎控除は所得が10万円未満の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。